

# 小笠原流礼書による作法体分析

——『三議一統』系のテキストから——

山 根 一 郎\*

Analysis of Manners Structure of Reiho Ogasawara school,  
by Using Texts of Series of “Sangi-itto”

Ichiro YAMANE

## 1. 作法学の目的と方法

作法とはある価値の行為的実現を行為者に要求するものである。そのような作法を構造分析し、その作法が内包している価値（観）の抽出を目的とするのが作法学（山根，2004）である。作法学は、研究対象である作法を、個々の所作の命題である“作法素”と、その作法素の源泉であり集合体・構成体でもある“作法体”に分け、可視的な作法素をデータにして、不可視の作法体を可視化し、それによって作法体を実現しようとしている価値、作法体の存在理由を明らかにする。このように作法を作法素に分解し、そして作法体を構成する一連の過程を“作法素分析”（山根，2009）という。

### 1.1. 作法素分析

作法素分析は、作法素をデータとして、作法体すなわち作法素の集合体（作法世界）を記述をするのが目的である。その標準的な手順は、作法を記述している文（作法文）から作法素を抽出し、作法の構成要素に分解して、それらを構造化することである。作法素は条件素・行為素・機能素・評価素からなる4種の作法要素の統辞的結合体である。作法素の抽出には、たとえば作法書を題材とするなら、作法文を、条件項・行為項・機能項・評価項の4項からなる作法命題に整形し、それら4項をそれぞれ一般的な作法素用語に変換することで、時代や文化圏の制約を受けずに相互に比較可能な作法素になる。このように、作法素分析の第一段階は、作法書で記述されている作法文をすべて作法素化することである。

次に作法素を構成している4種の作法要素のそれぞれを高次のクラスに分類してまとめる。そして高次の4クラス間、すなわち条件素クラス、行為素クラス、機能素クラス、評価素クラス間の結合関係をまとめる。さらに、機能素クラスと評価素クラスの対応関係から、どのような機能（素）が高い評価を受けるのかを序列化し、最も評価に影響する機能

---

\* 人間関係学部 心理学科

(素)、そしてその機能を実現する行為(素)を割り出し、作法素の集合体としての作法体の価値観を抽出する。このように作法素分析は、作法素から作法体を構成する帰納(ボトムアップ)的方法である(その例として、山根, 2008)。

## 1.2. 作法体分析

作法素分析は作法書内の作法文をすべて作法素化する作業を前提とするが、分析の目的が作法体に内在している価値観の抽出に限るなら、必ずしもすべての作法文の作法素化という膨大な作業を必要とはしない。実は、作法素分析によって得られる作法体の情報は、論理的推論の結果でしかなく、テキストから直接に得たものではない。

ところが、作法書によっては、作法素よりも高次の記述、すなわち作法体それ自体を表現するような記述が存在している場合があり、そちらに注目した方が作法体の価値観により容易にしかも確実に接近できる。さらに、たいていの作法素は機能素が欠落しているため、作法素分析は労力の割りには、価値観に結びつく情報を得がたい。それに対し、作法体に近い高次の情報が得られれば、そこから個々の作法素に欠落している機能素を推定することも可能となる。いわば演繹(トップダウン)的方法である。

そこで作法素からのボトムアップ過程を経ずに、作法体周辺の情報から作法体の中心概念に接近する方法を“作法体分析”と名づける。作法体分析は広義には作法素分析の最終段階に相当するが、機能素を推定する根拠を得るにも狭義の(作法素分析を経ない)作法体分析を先行した方が効率的である。ただしそれが可能なのは、作法体に近い高次の記述が存在することが条件となる。それは個々の作法素の産出を可能にする“原作法素”であり、作法体を単語化した“作法体概念”である。

原作法素とは、具体的な所作についての作法素ではなく、「そもそも作法の本質は、」というように、作法そのものについて言及した命題であり、構造的には作法素の産出元といえる項である。そして文の形態で与えられている原作法素がさらに凝縮されて単語化する場合がある。16世紀のヨーロッパの作法書では、エラスムスの「*civilitas*」、デッサ・カーサの「*costume*」が該当し、これらを“作法体概念”と名づけた(山根, 2009)。作法体概念は、その作法体で実現する価値観を単語化したもので、作法体全体に適用される基本原理を意味する。ただし、作法体概念は原作法素レベルで定義されている必要がある。ということは、作法体概念を有する作法体は、自らの価値体系・存在理由を自覚し、単なる作法素の羅列でない構造化され洗練された作法体といえる。

原作法素や作法体概念を利用した作法体分析を先行することで、抽出された価値観は、作法素を構成する評価素の解釈や欠落している機能素の補充を可能にするため、作法素分析をもやりやすくする。

## 1.3. 本稿の目的

本稿は、作法書に上記の作法体分析をほどこし、その作法体の価値観を抽出するのを目的とする。さらにその作法体の作法素分析をやりやすくするため、作法素構造の一部にも論究を進めたい。さらにもうひとつの目的がある。作法学の諸概念、および概念間の構造は、現実の作法(作法素, 作法体)を構造的に記述するための装置であるが、この発展途中の装置の範囲内のみで既存の作法を記述するにはしばしば困難に出くわす。そこで現実

の作法の記述を試みながら、新たに必要な概念の創出を含む、概念構造の再構成を重ねて、作法学の分析力・記述力を高めていきたい。

## 2. 対象とする作法体

作法学が探究の対象とする作法体は、現実には作法書というテキストの形になっている(真の作法体と区別する意味で「テキスト作法体」という)。もっとも作法体(たとえば小笠原流礼法)は一冊や一巻のテキストで完結されるものではないため、一連のテキスト群を探究対象としてのテキスト作法体とすることが望ましい。本稿では、小笠原家に伝わる最古の礼書とされる『三議一統—当家弓法大双紙—』(以下、『三議一統』)を、現代に伝わる小笠原流礼法の原型としての歴史的(過去に存在し、現在では存在しないという意味)作法体とみなす。

『三議一統』は、その序によれば、將軍足利義満の命で、今川氏頼と小笠原長秀(小笠原家十代当主:1366-1424)、そして伊勢満忠の三氏で合議して一つに統べたものとしてこの名がある。その際、今川家は「公侯から伯子にくだる法」を、小笠原家は「子男から公侯伯にいたるべき法」を分担したとあるが、伊勢家の具体的役割は言及されていない。実際、本書の法量門(230)には著者(氏頼)の父として今川貞臣(最初期の武家礼書『了俊大双紙』を著した今川了俊の嫡男)のエピソードが引用されていることから、本書には今川家と小笠原家とが関係していることは推定できるが、序を含めた本書全体においても伊勢家の存在感が乏しい。その理由は、ひとつには本書が「当家」と銘打ってある点で、序によれば「源氏の姓をさして当家という。謂わゆる源の弓法といわんがためなり」とあることから、足利將軍と同じ源氏の姓今川と小笠原に対し、平氏姓である伊勢家は距離をおかれたとも解釈できる。

本書の成立年代は『笠系大成』によれば応永三年(1396)とされているが、小笠原長秀以外の共著者には疑義が指摘されている。まず今川氏頼は、『尊卑文脈』『寛政重修諸家譜』にその名が見えず、『系図纂要』では、貞臣の子ではなく、その父貞世(了俊)の弟となっている。本書で「父」とされる貞臣の子は貞相または貞行であり、氏頼を含めても今川氏側に『三議一統』についても言及がない。また伊勢満忠なる者はやはり伊勢家の系譜に存在していない。以上のことから、二木(1985)は、本書は長秀によるものではなく、室町末期以降の成立とみている。このように成立過程には疑義があるものの、本書は小笠原家(豊前小倉藩主、越前勝山藩主)においては当家礼書の嚆矢として位置づけられており、それだけでなく尾張徳川家など他の大名家にも写本が流布している。

また、山根と飯塚が一部翻刻した伝小笠原政康著『当家弓法大双紙』(山根・飯塚, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015)は、小倉惣領家の小笠原文庫にのみ見いだされたもので、長秀の弟にあたる十一代当主政康(1376-1442)が、『三議一統』に準拠して著したとその序にある。この書は、嘉吉元年(1441)の小笠原政康の著としているが、政康の没後のかなり後に書かれた偽書であることは明らかである(山根・飯塚, 2010)。また『三議一統』と異なり、小笠原家の家譜にも記載されていない。ただし、小笠原流の礼書としての質の高さは維持されており、『三議一統』の異本・注釈本としての価値が認められる。

すなわち、これら『三議一統』と『当家弓法大双紙』は、その成立年代や実際の著者など、事実関係に疑義があるものの、内容的に作法書としての価値は認められる。以上により、本稿では、『三議一統』と『当家弓法大双紙』を小笠原流礼法という作法体を表現する歴史的テキスト作法体として扱う事にする。

ただし、本稿が資料とするのは、礼法に絞るため、『三議一統』のうちの序・法量門・宮仕門・奏者門・供奉門・饌部門・筆法門、そして『当家弓法大双紙』（以下本稿では、『政康大双紙』と記す）も翻刻済みの法量門上・同下・宮仕門上・殿中門・蹴鞠門・供奉門・膳部門に限定する。

以上のテキストを本稿で引用するに際しては、『三議一統』については、内容量が多く、また各文に通し番号が記されてある諸礼集本（1993）を採用する（続群書類従本も参考にしたが結果的に引用しなかった）。引用箇所の出典とその位置を明示するため、出典については、諸礼集本は「諸」、『政康大双紙』は「政」と記し、諸礼集あるいは『政康大双紙』翻刻稿の通し番号も記す。たとえば「諸法32」は、諸礼集本『三議一統』の法量門の32番の文を指し、「政法下25」は『政康大双紙』の法量門下（山根・飯塚、2015）の25番の文を指す。

### 3. 作法体概念

作法体分析として、まず作法体それ自体を表現する情報に注目する。作法体概念がそれである。

#### 3.1. 弓法

『三議一統』の序文に、作法体をさす名詞としての「弓法」について説明がある。

「弓法というは、弓は弘なり。法は度なり。これ法をひろむるの心なり」<sup>1)</sup>

と「弓」に対して附会的説明がされているが、弓法は後に「糾法、糾方」と当て字され、小笠原家が伝えている武芸の総称として使われるようになる。たとえば、江戸期に作成された『笠系大成』・「小笠原系図」（寛政重修諸家譜）などでは「糾方的伝」と記される。このように小笠原家では礼法を含む武芸は「きゅうほう」と称された。それゆえ、ここでいう弓法は、（武芸の緒作法を含んだ）作法体をさす一般名称になる。すなわち「当家弓法」は当家（源家）の礼法である。

小笠原家が礼法をあえて「弓法」と称した理由は、弓に関して「君達わざには、小笠原様をぞなまぶべき」（了俊大双紙）とあるように、もともと小笠原家は弓馬の宗家として弓法（弓術の法）の名称を使っており、小笠原家の教術＝弓法であった。しかる後、言及の対象が弓を越えて礼法一般に拡大するのに伴い、弓法概念自体をそれに対応させて拡張する道をとった。それが上の序文である。このような経緯から、「弓法」に礼法を含めているのである。これは弓法の宗家としての権威を礼法にも適用する意味であるが、同時に平時の所作たる礼法を弓法などの武芸の延長とみなす視点をも意味する。この視点は、礼法を故実儀礼の形式性ではなく、所作の目的合理性から構成することに通じ、その結果、小笠原流礼法に時代や身分を越えた普遍性を付与することになる。

また「法」は「弓法」の法以外の意味にも使われている。『三議一統』の序の続きに、

「さればこの道というは、(中略)、世間おだやかなる時は東帯の法となし、進退耀対の躰を宗とし、世間さわがしき時は軍旅のはかりごとをなして天運、地利、人利の行をもってす」とある。「この道」は弓法を指し、平時の「東帯の法」と「進退の躰」、「戦時の軍旅」のはかりごとの3つが、弓法を構成する下位領域として並列されている。弓法をこのような意味で使うのは小笠原家のみであったため、小笠原流礼法固有の作法体名となった弓法(糾法)は、戦時・平時の双方を網羅する武芸(武士の嗜み)に相当し、実際本稿で扱うテキストでも礼法以外の弓馬の法が詳細に述べられている(軍略については伝書『訓閲集』に集約されている)。

平時の弓法を構成するひとつは、序によれば(東帯の)「法」であり、これは儀式に限定した狭義の法(故実)である。そしてその「法」と並列されているのが、進退すなわち所作の「躰」である。

### 3.2. 躰

武芸を除外した礼法(弓法)の領域(作法体)において、「躰」という概念が、故実儀礼とは別個の作法領域を示していることになる。この「躰」が「弓法」とともに小笠原流礼法を特徴づける作法体概念となっている。

そもそもこの字は国字であり、「しつけ」と読む。「しつけ」は仕付であり、作法の意味で「仕付」の文字も使われていた。「しつけ」を指す文字をあえて“身”と“美”を合成して作ったことから、「躰」には“身の美しさ”を含意させようとしたことは容易に想定できる。小笠原家以外の武家礼法としては、今川家に関係するといわれる『京極大双紙』の末尾に「躰は別なし。尋常に見よくするをよきしつけと云うなり」とある。すなわち、躰=見よくする=美しい所作と解釈できる。『三議一統』の序に「世上の進退・起居・動静の躰」とあることから、躰は所作の在り方を意味する概念といえる。ただし躰は本来の「仕付」という意味をも含んでおり、必ずしも見た目のよさの意味に限定されるものではない。そもそも仕付とは、「為・付ける」ことであり、一つの行為が定着することを表すという(杉山, 2005)。また農家では田植えそのものを意味し、裁縫でも「仕付縫い」という言葉が使われる。すなわち、外力をもって、本体があるべき様に制御することを意味する。この用法は現代でも同じで、子どもへの暴力的な仕打ちが「しつけ」と称されてしまう。躰の字は他家でも使用してはいるが、小笠原家の礼書ほど多用しているものはない(小笠原家では礼書の表題にも使うようになる)。実際の躰の出現例を紹介する。

「弓に両様の躰あり」 諸法14

「我があるべき座よりもさがりて居るべきと思うが躰なり」 諸法229

「盃の礼などもあまたするはかえって無躰なり」 諸法229

他に諸礼集本で3例、類従本(諸礼集本にない独自の記述のみ)に6例ある。

政康大双紙では、

「かろきちいさき物をばいかにも重く持ちなすは有心底の躰なり」 政宮66

「惣じて貴人の御前にても此分はたしなむべし。是又躰也と心得べし」 政宮67

「口には物をふくみながら申すは不躰成る事也」 政宮91

とある。

これらの例は、躰/不躰=適礼/非礼として、評価項として使っているもので、躰につ

いての説明ではない。すなわち、躰は仕付として所作の在り方・作法という作法体概念と、適礼という評価概念とに二重に使用されている。躰の定義については、通常の作法素ではなく、躰を説明している原作法素の抽出によって確認する(4.2)。

### 3.3. 礼

概念の多重性は「礼」の方がさらに進んでいる。礼は、本来は後述するように作法体概念であるが、本書では「礼」はほとんどの場合お辞儀すなわち行為素として使われている(縁の礼、路地の礼、馬上の礼など)。ただ適礼／非礼という評価素としての用法もたまに見受けられる。

「右を下にかさぬるは礼なり」 諸法202

「する内に、すみを二三度見ること礼義なり」 諸筆42

作法体概念としての礼については、原作法素による説明がある(4.1)。

## 4. 原作法素

個々の具体的な作法ではなく、作法それ自体を定義する原作法素は、作法体においては2様の存在形態がある。ひとつは、作法素の総合化・高次化によって、意味構造的に推定される場合である。この場合は、作法素分析の結果として論理的に、すなわち間接的に構成される。そのような原作法素を“構造的原作法素”と名づける。それに対して、テキスト内に作法そのものについての定義文が存在する場合がある。これは原作法素が明示されていることになり、この文として直接与えられている原作法素を“明示的原作法素”と名づける。本書には、礼や躰といった作法体概念を説明している明示的原作法素が存在している。

### 4.1. 礼

「礼の本意は其時のよろしきにしたが、座敷の程によりて能き程にはからいて仕るを躰の上手とは云ふなり。されば躰は時宜を見る事肝要なり」 政宮86

まずこの文は礼について説明し、それと躰とを関連づけている。すなわちこの二つの作法体概念にかかわる原作法素になっている。冒頭の「礼の本意は其時のよろしきにしたが」という文は、以下の原作法素に整形できる。

原作法素1：礼＝よろしきにしたがう

原作法素は作法体内の作法素の根拠としての役割をもつため、自身の根拠は作法体の外に依存する。この原作法素1の外部の根拠は、「礼は宜しきに従う」という『礼記(曲礼上)』の一文(読み下しは引用書に従う。以下同)が相当する。もちろんこの「礼」は行為素(お辞儀)や評価素(適礼)ではなく、作法体概念としての礼であり、仁・義に続く第三位の儒教的価値(徳)を指している。そもそも武家礼法の思想的根拠は儒教の礼思想であり(山根, 2005)、その作法体が「礼法」とも称される所以である。弓法は武士という立場で礼を実現する。

では礼の本意とされる「よろしき」とは何か。『礼記(礼器)』によれば、礼を適用する優先順は時、順(分際)、体(対象)、宜(コスト)、稱(身分)の順となる。これらは条

件素クラスであり、その間の差異によって適礼とされる行為素が異なるのであるから、作法的表現を使えば、礼とは、条件素によって行為素の評価が異なるという構造をもち、条件素に応じて、もっとも高い評価の行為素が異なることを意味している。

「よろし」は適切という意味であるから、礼とは“最適性の選択”であることがわかる。ここでは座敷の様態によって最適解が異なるということである。そしてそのように事態に応じた最適な行為素の選択ができることを「躰の上手」と言う。その躰が「時宜を見ること肝要」というのは、事態に応じた最適な（よろしき）行為素を選択せよということであるから、躰は礼の実現ということになる。これは躰の定義的文ではないが、躰概念の位置づけが示されている。

#### 4.2. 躰

躰の定義的文は、『政康大双紙』の次の箇所にある。

「当座目にたち申さぬ様に時宜よきにするをさして躰とは申すなり。此心物毎に渡るべき也」 政宮92

原作法素2：躰＝目に立たない、時宜に適っている

この文では、二つのことを言っている。ひとつは、まずは目に立たないこと。目に立つとは、その場にふさわしくない、違和感を与える行為をいう。躰の文字に含意されている美は、人目を引く、付加された美ではなく、不自然なものを削除した美である。それはそこに当たり前のように在って、目立たないものである。今川系礼書の「躰は別なし」というのも、特別な所作ではないということであり、目に立たないことが「見よく」と評される。

そして「時宜よきにする」は、上項と同様に最適性の選択であるから、最適な所作は目立たない、すなわち事態に適合した自然なものということになる。

上の文に以下が続いている。

「一篇にこりかたまりたるは礼にあらず」 政宮92

原作法素3：非礼＝一辺にこりかたまる

これに潜在的作法素の抽出のための裏命題変換をすると、礼＝一辺にこりかたまらない、となり、原作法素1と整合する。本書では後続して具体例が挙げられている、

「平生の時は進退は右也。然れども座敷の様にも依るべし。或は人などこつみたる時又は、かきなどのきわにて立ちふるまふに必ず右へまわるとばかり心得てわりなく仕るもかゑてあしき也」 政宮92

たとえば右側に人がいたり、空間がない場合でも「座敷では右に廻る」という作法を頑なに実行しようとすることは作法に反するのである。

特定の作法素が同じ作法体内で時に否定されるということは、作法体の構造を複雑にしている。そういう作法体は作法素の平面的な羅列ではないという事である。躰が礼と同一視され、儀礼の「法」と対置された理由がここにある。法は個々の事態に対して平等（厳格）に適用すべきものであり、柔軟な対応は求められない。それに対し礼・躰は、原則を頑なに守ることではなく、個別事態の宜しきに従うことである。

礼についての原作法素は他にもある。

「礼の用い和をたつとむ」 政宮92

#### 原作法素4：礼＝調和を優先

これは『論語（学而）』の「礼の用は和を貴しと為す」が典拠である。礼は和（調和）を尊重する。ならば躰の美は調和の美である。事態と調和しているから、見よかつ目立たないのである。このように『礼記』や『論語』が原作法素の外部根拠になっていることは、この作法体の価値観も他の武家礼法を同じく儒教の礼に準拠していることを意味する。そういう作法を「礼法」とよぶ。

### 4.3. 2つの原理

「物の礼法は吉例をとるか、理に応じたるをとるか、古来此の如し」 政法上26

#### 原作法素5：礼法＝吉例または合理

礼法には2つの対等な原理があることを示している。しかもそれは古来からそうであったという。その典拠は『大戴礼記（礼三本）』の「本を貴ぶ之を文と謂い、用を親しむ之を理と謂う」かもしれない（さらに古い『荀子』にも同様な記述がある）。

「吉例をとる」とは故実（しきたり）に従うことで、武家礼法としては源頼朝や足利義満の故事に倣うことである。過去の成功例に倣うことは縁起を担ぐ意味もある。一方、「理に応じたる」とは作法固有の論理に適合させることである。ただし、その理については、作法体概念や原作法素では明示されておらず、そちらではむしろその理に拘る事を否定しているほどである。言い換えると作法体全体にかかる具体的な行動を選択するための定型的な理は確認できなかった。

この2つの原理を並列しているということは、武家礼法は故実儀礼を含んではいるがそれだけに終わるものではないことを意味している。2つの原理を択一するためのより高次の基準は明示されていないが、儀礼では吉例をとる場合が、日常動作では理をとる場合が多いことから、この2原理は「束帯の法」と「進退の躰」に対応されよう。

## 5. 制 御 項

作法学の分析概念として、本稿で初めて概念化されるのがこの制御項である。制御項は、作法素に付随して、いわば但し書きのように作法素の効力（作法体における当該作法素の有効性）を制御する作用をする。作法素全体にかかる高次の条件素ともいえる。個々の作法素に作用するだけなので、原作法素や作法体概念よりは低次である。本書に顕著な2つの制御項を挙げる。

### 5.1. 主人の意向（御意）による

通常の作法素の条件素より、主人の意向が優先されるという原理が存在する。

「主人と碁を参る時、ひるは白石を貴人へ参らすべし。夜は黒石を参らずべきなり。双六も同じ事なり。但し、主人の御意次第なり」 諸法157

「（前略）但し遠近をば御意次第に伺候すべし」 諸供33

この原理の根拠になる高次作法素として、

「主人の御氣にあひ候はんとすべからず。御氣にちがわざる様にすべし。取分け幼君へ此心得第一入事也」 政宮69

が該当するかもしれない。ただしこの原文は伊勢貞頼による享禄元年（1528）の著といわれる『宗五大草紙』の「主人の御気にあひ候はんとするはわろし。（中略）只主人の御意にしたがひ申し（後略）」と思われる<sup>2)</sup>。微妙な言い回しで、制限項にさらに制限がかかるような表現だが、主人に迎合しようとする態度を示すのではなく、本意を汲むのである。典拠は『礼記（曲礼上）』の「礼は妄りに人を説ばせず、辭を費やさず」であろうか。

## 5.2. 時宜による

時宜とは、「時の宜しき」の事であり、構造的には原作法素1・2に由来したものである。これが制御項として、条件素の効力を否定して相対化する。その意味では自己否定的制御である。

「折敷などをにのせたるをば、すみを折敷のふちにいただかせておくなり。惣別時宜によるべし」 諸筆42

その他「時による」あるいは「時により」という表現が『三議一統』に10箇所ある。『政康大双紙』になると「時宜による」という表現が増えてくる。

既出の政宮86, 92以外では。

「風吹申すとても、ころばしても苦しからず。但、時宜によるべし」 政蹴鞠16

「時宜に依て、三廻ともに色々の添肴を調へ出す事も有るべし」 政膳42

「式三献の次第。兩人より外は有るまじく候。一人も同前也。但し時宜に依るべし」 政膳46

「御好の物も有べければ、御機嫌次第に出し、時宜によるべし」 政膳52

「御滞座次第に両度も、又時宜により其上にも出る事有べし」 政膳53

「時宜により左様の衆も油さしつかるゝ事も有べし」 政殿10

「時宜によりて太夫など御縁へ召され候事も候」 政殿28

「引きさげて出る事も有るべし。時宜によるべし」 政法下11

「飯を喰わずして箸を取直して汁来る間を待つべし。但時宜にもよるべし」 政法下90

「饅頭は大方三つ盛るべし。但時宜にもよるべし」 政法下102

これらは作法的には、作法素における条件素の優位性を強調している。すなわち作法素としての効力の限定を自ら強調している。

「時宜によるべし」は原作法素1に直結しており、この作法体の中心概念に近い原理である。それが特定の作法素にあえて付随しているということは、その作法素はとりわけ条件素の限定性が強い、作法素としての効力の制限が強いことを意味する。すなわち、「時宜による」として具体的に例示されない別の状況では、他の行為素が可能とされるということであるから、当該の作法素における行為素の正当性が低いということであり、特定の行為素に一辺にこりかたまることを牽制している（原作法素3と整合）。

ここで挙げた制御項の根拠は原作法素にあり、原作法素は躰・礼という作法体概念と対応している。すなわち、作法体概念→原作法素→制御項が構造的・論理的に整合している。これらが個々の作法素をトップダウン的に制御していることになる。

## 6. 評価項への影響

以上の作法体に近い高次項は、作法素を構成する低次の項目に影響を与える。たとえば制御項は条件素・行為素を相対化する。機能素である“理”もまた原作法素5によって相対化されている。では評価素に対してはどうか影響しているか。

評価素は、作法素分析においては可否の程度を示す一次関数とされたが、作法体分析にとっては、評価素に整形する前段階の評価項の表現が作法体の価値観の現われとして解釈できる。すなわち作法体分析は作法素分析における評価項のクラス化（分類）に貢献できる。

まず、最も一般的に使われる後尾「べし、なり、べきなり」は、評価素の「指定」、「べからず」は「否定」になる。また「駭／不駭」も、上述したように適礼／非礼、すなわち指定／否定に置き換えることができる。その中で、非礼を意味する評価項に作法体の価値観が反映されているものが見受けられた。

### 6.1. 見苦し

「金輪のあしは二足を賞翫の方に向けべし。貴人の方へあしを向くる事は見ぐるしければなり」 諸法155

「(前略) 齒のあとの月の輪のなりにあれば見苦しければなり」 諸法165

これら「見苦し」は、駭の「美」（見よくする）に対立するものといえる。

### 6.2. 緩怠

「(前略) 草に、見えわかぬように書くは緩怠なり」 諸筆6

緩怠は字義から不作為の非礼を意味することがわかる。ただし緩怠を作為の非礼としている特殊な箇所がある。

「召出しなどの時、礼などは緩怠なるべし。そうじて貴人の言の出るに、座の高下、盃の礼、その外かえって緩怠なり」 諸法229

これは礼（お辞儀）のやりすぎを戒めているのであり、貴人の前では仲間同士の上下関係を気にする事はかえって非礼になるためである。すなわち、礼はいつでもやればよいというものではなく、時宜によるということ、そして適度であることが評価されている。作法であるからといってやりすぎは不作法になることは、他の評価表現を使っても説かれている。

「盃の礼などもあまたするはかえって無駭なり」 諸法229

「その時の座敷の高下これあるべからず。御礼あれば逐<sup>3)</sup>って無礼の器用肝要なり」 諸法199

以上の文脈では礼はお辞儀を指しているが、その論拠は、たとえば『礼記（仲尼燕居）』の「夫れ礼は中を制する所以なり」に求められる。「無礼」が時に適礼とされるのは『孟子（離婁下）』の「非礼の礼」に該当しよう。すなわち、これも制御項と同じく、作法を構造的に単純化せずに、行き過ぎを抑制し、最適性を維持する調整機能を示している。

## 7. 作法体の価値観

以上の作法体分析の結果、『三議一統』系の作法体すなわち小笠原家の「弓法」が内包している価値観は以下の通りである。

- ・礼法としての弓法は礼の実現である。
- ・礼とは、人間としての徳であるが、それは事態に応じた最適な所作で表現されるものである。
- ・最適な所作は、自然で目立たず、調和して美しい所作である。それを躰という。
- ・また最適であるとは、礼を不必要に出しすぎることではない。
- ・作法に凝り固まらないのが高次の作法である。
- ・また、事態の判断には過去の吉例も選択肢になる。

これらの価値観（礼、躰）が個々の作法素の上位に位置し、またあらたな作法素を産出する原理となる。

## 8. 作法学的考察

本稿のテキスト作法体を作法学的視点で眺めてみると、『三議一統』・『政康大双紙』というテキスト作法体は作法素の羅列という平面的構造ではなく、より立体的な構造であることが見いだされた。

すなわち、当所想定した、作法体＝ $\Sigma$ 作法素、という単純構造ではなく、その中間的位置を占める項が存在し、それらが作法素と作法体を媒介しているのである。それらの項の中で原作法素と作法体概念は、作法体を言語的に可視化するものであり、それが存在しているテキスト作法体は、自らが依っている価値観を自覚し、作法の本質を概念化し、統一体としての作法体を自認していることの証左となる。

また本稿の分析で見出された「制御項」は、特定の作法素、特に行為素の効力を制御し、作法体における作法素の力を限定化することで、作法体＝ $\Sigma$ 作法素という単純で融通の効かない剛構造を自ら否定し、この作法体の本質である「状況に応じた最適性」という自己調整する柔構造を確保していることが見出された。作法の行き過ぎを否定する評価項の存在もこの作用を補強している。

これらの中間項が存在するテキスト作法体は、自ら依っている価値観を自覚し、その価値観を実現するために作法素を構造化・制御しているシステムになっており、そのようにシステム化されることが、時代を超えて生き長らえる作法体の進化の道といえる。言い換えれば、高次項の存在の有無やそれらの数でテキスト作法体の構造化・洗練化が評価できることでもある。実際、『三議一統』より後代の成立である『政康大双紙』の方が構造化が進んでいた。すなわち、小笠原流礼法（弓法）は、『三議一統』を出発点として、作法素の構造的体系化が進行し、作法体として洗練されていったことが見て取れる。

### 注

- 1) 諸礼集本では現代仮名遣い表記になっている。

- 2) 『当家弓法大双紙』の正しい成立年が不明なため、断定ができない。  
3) 小笠原文庫の『三議一統』では「<sup>カヘツ</sup>還て」。

## 文 献

### 研究書・論文類

- 二木謙一 1985 『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館  
杉本つとむ 2005 『語源海』東京書籍  
山根一郎 2004 『作法学の誕生』春風社  
山根一郎 2005 「中世武家礼法における中国古典礼書の影響」梶山女学園大学文化情報学部紀要 (4) 57-73  
山根一郎 2008 「中世ヨーロッパ作法書の作法学的分析 1：カトーからリヴァまで」梶山女学園大学研究論集・人文科学篇 (39) 57-86  
山根一郎 2009 「中世ヨーロッパ作法書の作法学的分析 2：エラスムスとデッラ・カーサ」梶山女学園大学研究論集・人文科学篇 (40) 17-33  
山根一郎・飯塚恵理人 2010 「伝小笠原政康著『当家弓法大双紙 宮仕門上』」梶山女学園大学研究論集・人文科学篇 (41) 39-51  
山根一郎・飯塚恵理人 2011 「伝小笠原政康著『当家弓法大双紙 殿中門・供奉門』」梶山女学園大学研究論集・人文科学篇 (42) 35-50  
山根一郎・飯塚恵理人 2012 「伝小笠原政康著『当家弓法大双紙 蹴鞠門・膳部門』」梶山女学園大学研究論集・人文科学篇 (43) 47-59  
山根一郎・飯塚恵理人 2013 「伝小笠原政康著『当家弓法大双紙 法量門上』」梶山女学園大学研究論集・人文科学篇 (44) 59-72  
山根一郎・飯塚恵理人 2014 「伝小笠原政康著『当家弓法大双紙 法量門下』」梶山女学園大学研究論集・人文科学篇 (45) 17-29

### 礼書類

- 『三議一統 当家弓法躰の抄 上, 下』 島田勇雄・樋口元巳校訂 『大諸礼集 1, II』所収 東洋文庫 平凡社 1993年  
『三議一統大双紙』 続群書類従 第二十四輯上  
『了俊大双紙』 続群書類従 第二十四輯上  
『京極大双紙』 続群書類従 第二十四輯上  
『宗五大草紙』 群書類従 第二十二輯  
『笠系大成』 新編信濃史料叢書 第十二 卷二 信濃史料刊行会 1975年  
『礼記 上, 下』 竹内照夫 明治書院 1971, 1979年  
『論語 I』 貝塚茂樹 中央公論社 2002年  
『孟子』 内野熊一郎 明治書院 1962年  
『大戴礼記』 栗原圭介 明治書院 1991年